排泄予測支援機器の購入に係る取扱いと留意事項について

1. 排泄予測支援機器について

　利用者がセンサーを装着することで、利用者の膀胱内の状態を感知し、尿量を推定する機械です。一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を利用者や家族等に自動で通知します。

1. 使用が想定される方

トイレでの自立した排尿が困難となっている居宅要介護者等であって、排尿の機会の予測が可能になることで、失禁を回避し、トイレでの自立した排尿をすることが見込める方。

1. 使用が想定しにくい方

「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成１２年３月２４日厚生省告示第９１号）別表第一の調査票のうち、調査項目２－５排尿の直近の結果が「１．介助されていない」、「４．全介助」の方。

1. 特定福祉用具販売事業者が販売前に確認すべき事項

　販売の前に、以下の（１）～（４）について確認をお願いします。

1. **利用者が利用の目的を理解して、トイレでの自立した排尿を目指す意思があるか。**

排泄予測支援機器はトイレでの自立した排泄を促すことを目的としており、失禁をなくすものではないことを利用者が理解しているか確認してください。

1. **装着することが可能か。**

購入の前に、実際に製品を装着し、装着後の状況等の確認をしてください。確認の結果、継続した使用が困難と思われる場合は試用の中止を助言してください。

1. **利用者や家族等が通知を確認・理解することができるか。**

　　　 利用者や家族等が通知を受信するスマートフォン等の使用に慣れており、通知を確認・理解することができるか、また、使用前の介助状況を確認し、利用者や家族等が主に過ごしている居室等からトイレまでの介助方法や時間等を確認してください。

（４） **「排泄予測支援機器　確認調書」の作成**

　　　 試用状況等の確認に際して、別添の様式の「排泄予測支援機器　確認調書」を作成してください。

（５） **利用者の膀胱機能に関する医学的な所見**

以下のいずれかの方法で、利用者の膀胱機能を確認してください。（支給申請の際に、添付書類として提出してください）

1. 介護認定審査における主治医の意見書
2. サービス担当者会議等における医師の所見
3. 介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
4. 個別に取得した医師の診断書　等
5. 給付申請に必要な書類

　本市へ排泄予測支援機器の購入費に係る給付申請をする際には、以下に記載する書類の提出をお願いします。

* 介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請書
* （本人以外の口座へ振り込みの場合は）委任状又は受領委任届
* 購入製品のカタログ
* **利用者の膀胱機能に関する医学的な所見が分かる書類（前項（５）の①～④）**
* **排泄予測支援機器　確認調書**

**※給付の対象となるのは、排泄予測支援機器本体のみであり、専用ジェルや専用シート等の関連製品は給付の対象外です。**

1. その他留意事項

　購入後についても、継続的な支援が必要だと考えられる場合には訪問等の上、利用状況等の確認や利用方法の指導等に努めてください。